

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

法人において、以下の措置を講じること。

- (1) 役員(理事及び監事)の多くが榎原商工会議所の役員(会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事)を兼職し、公益法人認定法第5条第1項第11号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)第5条第1項第1号の規定(以下「役員の3分の1規定」という。)に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと、役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく立入検査の際に不正確な内容の兼職届(役員就任予定者の兼職状況が確認できる書類のことをいう。)を提示していたこと並びに役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も役員の3分の1規定に適合しているものとして公益法人認定法第13条第1項第4号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第11条第2項第1号に規定する役員の変更の届出を提出していたこと(以下「役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等」という。)について、外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係を再調査の上、当該委員会の意見を踏まえ、下記①及び②を含め徹底した原因究明を行うとともに、再発防止策を策定すること。
 - ① 役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について、その責任の所在を明確にすること。
 - ② ①により、役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。その際、理事会においても、十分な検討を行うこと。
- (2) 下記①から⑥までを含め、公益法人としてのガバナンスの確保に取り組むこと。
 - ① 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第64条及び民法(明治29年法律第89号)第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすことができる体制や仕組みを構築すること。

- ② 役員の職務権限規程や監査規程を整備したり、専門的な知見を有する監査補助者を設置するなど、監事が上記①の善管注意義務、忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすとともに、法人法第99条第1項の規定による理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ③ 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事会が法人法第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ④ コンプライアンス規程を整備したり、役員及び職員(以下「役職員」という。)に対するコンプライアンス研修を実施するなど、役職員における法令遵守を徹底すること。
- ⑤ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制を構築すること。なお、その際には、外部人材の登用や事務局に常駐する理事(常勤理事)の設置等も検討されたい。
- ⑥ 事務決裁規程を整備するなど、事務局における事務執行の適正化を図ること。

(3) 令和5年8月31日(木)までに、上記(1)及び(2)について必要な措置を講じた上で、その内容を報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会で検討し、機関決定の上、当該理事会の議事録を添付すること。

(勧告事項に係る措置状況)

1. 今般、檀原経済倶楽部(以下「当法人」といいます。)が奈良県より勧告書をいただくに至った事態については重く受け止め、誠実に対応させていただきます。

勧告書において、第三者委員会の意見をいただくようにと言われていた件については、早速第三者委員会の先生をお願いし、調査と意見書(調査報告書)(資料1)をいただき提出させていただきました。第三者委員会の先生は、短い時間にもかかわらず詳細な調査をいただき意見書をまとめていただきましたが、そこに記載された事実は私たちの認識と共通するものであり、私たちもこの事実の上になんら報告をさせていただきます。

2. (1) について

① について

平成29年に違反状態を認知して以後についてはK前々会長及び当時のS前々副会長(前会長)、M前副会長に責任があると考えます。

K前々会長が会長を退任された後については、S前会長及びM前副会長に責任があるものと考えます。(T前副会長及びN前副会長は、3分の1規程違反を知らなかったため、ほかの理事と同程度の責任があるのみと考えます。)

② について

K 前々会長は認識不足であったこと的事实を認め、その重要性の認識後、責務を全うすべく以後違反状態の解消に協力しておられます。

S 前会長及び M 前副会長については、意向を確認しましたが回答を得ていません。理事会としては、3分の1規定違反と組織運営上の問題を含めた責任を認め理事を退任されたと理解しています。

③ 再発防止策について

まず、役員選任規程（資料2）の中の役員候補者の推薦にあたり、榎原商工会議所の役員を兼職する候補者を推薦段階で調整することにより役員3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等についての再発防止が図れます。

2. (2) について（公益法人としてのガバナンスの確保について）

当法人は、法人設立当初から榎原商工会議所とは親密な関係にあり、そのことは県には公知の事実であることから、そのことが公益認定の障害になるとは考えていませんでした。また、三分の一規定抵触が明らかになった際、時間をかけて修正すればよいと考えていました。その認識の甘さは第三者委員会からの調査報告書のご指摘の通りであります。公益社団法人が、税制上優遇を受けつつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事業を行う者であり、国民からの信頼と協力を得てゆくためにもそのガバナンスの充実を求められる存在であることについての認識を欠く不十分な対応でありました。

この点の克服のために、ご指摘頂いた点を含め、以下に述べる改革を進める所存であります。

① 役員業務執行におけるプロセスの明確化について

従前、当法人の業務執行面において、会長の力が大きく、これに忖度するような傾向もあり、会長の独断専行を許した面が少なくありません。（資料3-1、3-2）この点を改善するため、「理事の職務権限規程」（資料4）の中に正副会長会議を位置づけ、当法人の業務執行の権限を正副会長会議に帰属させ、合意の得られない事項の執行ができなくし、加えて事務局の参加と発言を保障することにします。

これにより副会長の業務執行への参加を通じ理事の当法人の活動への参加の機会を拡大し、意思決定のプロセスについても明確化を図ります。

② 監事の職務権限の強化について

監査規程（資料5）を整備して監事の職務執行の強化と適正化を図ります。

専門的な知見を有する監査補助者の設置については、現時点ではその必要性を認め

ません。

③ 役員の業務執行における意思決定のプロセスの明確化について

①に記載した、正副会長会議に業務執行決定権を付与することを通じて、この点の改善は実現できるものと考えます。

④ コンプライアンスの徹底について

この点については、今回の経験を通じて最もその必要性を感じているところであり、対象は役員にとどまらず全会員に対して働きかける必要があると考えています。すでに立ち上げておりますコンプライアンス委員会を充実させるため、コンプライアンス規程（資料6）を制定いたします。

本年6月の総会に県より講師をお招きし学習会を計画しましたが実現できませんでした。引き続き計画を実行したいと考えています。

⑤ 事務局の業務執行の適正化について

正副会長会議による業務執行体制ができ、事務局の正副会長会議への参加と発言が認められれば、業務執行における事務の無駄が少なくなり、事務局の業務の監視監督も効率的に行えるものと考えています。

外部理事や常勤理事は、現時点では必ずしも必要とは考えておりませんが、コンプライアンス委員会及び理事会でその必要性があると判断した場合には、検討いたします。

⑥ 事務局における事務執行の適正化について

事務決裁規程（資料7）を整備し、事務執行の適正化に努めます。